

## 第20回大田市農業委員会総会議事録

- 1、日時 令和元年8月23日（金） 13：30 開会  
14：03 閉会
- 2、場所 大田市役所 2階第2会議室
- 3、出席委員（14名）

1番 杉本勝徳	3番 森脇公二郎	5番 奥 雅守
6番 武田廣司	8番 戸嶋総一	9番 坂根 正
10番 田原洋司	11番 岩谷洋司	12番 戸島長四郎
13番 落合政顕	14番 大谷成志	15番 漆谷幸男
16番 三谷 薫	17番 山下 傳	
- 4、欠席委員（3名）

2番 古志泰博	4番 竹下正也	7番 福田佳代子
---------	---------	----------
- 5、提出議題  
議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
- 6、その他  
(1) 農業委員会視察研修について  
(2) 専門委員会について
  - ・地域農業研究委員会（4階会議室）
  - ・情報調査研究委員会（2階第2会議室）
- 7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	農政係長	白石利伸
	農地係長	中村弘幸
農林水産課	主任主事	三島貴子

## 議 事

局 長 定刻となりましたので、第20回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のごあいさつをいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第20回総会を開会いたします。  
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、欠席委員が2番古志委員、4番竹下委員、7番福田委員の3名で、出席委員は14人でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、9番坂根委員、11番岩谷委員よろしくお願いいたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第19回総会から本日までの経過報告です。

7月23日(火)、第19回総会を市役所で開催しました。

7月26日(金)、農地利用状況調査研修会を市役所で開催しました。

また、同日島根県農業会議臨時総会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

7月30日(火)、高山ブロック利用状況調査現地説明会を開催いたしました。

8月13日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

8月19日(月)、運営委員会を市役所で開催しました。

8月21日(水)、市町村農業委員・農地利用最適化推進推進委員研修大会が松江市で開催され、農業委員10名、農地利用最適化推進委員11名、事務局から私が参加しました。

8月23日(金)、本日第20回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

9月10日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

9月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

9月24日(火)、第21回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第4号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。(代理)

議案第1号非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 議案第1号非農地証明願につきましては、1件でございます。

番号1番仁摩町でございます。

申請地大国〇〇〇番、〇〇〇番〇、合計3,097㎡は、「大国まちづくりセンター」の北約450m、「市道大森大国線」から「主要地方道仁摩邑南線」に入り約30m西進した北側及び東側に位置しております。

当該申請地は、所有者が労力不足であり、昭和50年ごろから耕作をしていないため、〇〇〇番は竹等が、〇〇〇番〇は灌木等が生い茂り、それぞれ山林化及び原野化となっている状態であります。現況は山林及び原野であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われれます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告(代理)をお願いします。

5番 先般、事務局の担当者と現地の確認をしました。現地は原野化、山林化しておりまして、農地に復旧することは、極めて困難な状況にあると判断しました。非農地とすることに異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告では、極めて農地への(代理)復旧は困難であるとのことでした。各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること(代理)とし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番水上町でございます。

申請地三久須〇〇番外〇筆、合計1,649㎡は、「水上まちづくりセンター」の南西約200m、「主要地方道仁摩・邑南線」から「市道福原高津」に入り、約450m進んだ東側に位置しております。

譲渡人は、病弱で気力・労力がなくなり、耕作や維持・管理ができないため、譲渡するものであります。

譲受人は、譲渡人と親戚関係にあり、当該申請地の耕作を、以前から手伝っていた経緯があり、また、自宅に程近く、耕作に便利であるため、農地を譲り受け、農業経営を行うものであります。

なお、譲受人には、貸付地が2筆ございますが、これは、今後行われる予定の圃場整備区域内の農地であり、機構関連事業の一環として農地を貸し付けているものであります。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を(代理)踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

8番 先ほど事務局から説明があったとおり、譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、この土地については、若干譲受人の方が近く、譲受人は〇〇〇という建設業を営んでおられます。

現在、この畑でブルーベリーを作っておられます。ここにも、田んぼと畑とありますが、圃場整備がらみのことと言うと、水利が悪く維持管理が難しい状況であり、田んぼでは利用せず、畑として利用したいという意向です。将来的には、

形状変更届を出して、畑として嵩上げしたいということでした。地域との調和要件も問題がありません。異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。  
（異議なしの声多数）

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします  
続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、2件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地大田1000番、1000番0、1000番0、合計931㎡は、「大田商工会議所」の北東約200m、「市道栄町諸友線」から「主要地方道三瓶山公園線」に入り、約100m進んだ北側に位置しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第一種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は、立地基準上、原則、許可となっております。

申請者は、申請地に貸集合住宅2棟を建設し、駐車場等を整備するものでございます。

番号2番仁摩町でございます。

申請地大国000番0、12㎡は、「大国まちづくりセンター」の北約550m、「主要地方道仁摩邑南線」から「和田農道」に入り、約50m進んだ南側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

申請者は既存の墓地が自宅の裏山にあり、参拝や管理が困難であるため、自宅に程近い当該所有農地に墓地を設けるものでございます。

今回申請のありました2件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

(17番) 番号1番は私の担当でございますが、事務局の説明のとおり三瓶山公園線の近くでございますが、上垣医院の北側という地理になります。この場所というのは、申請者〇〇さんの生家だったところでございます。数年前にご両親が亡くなられたんですけども、既にある建物でアパート等を経営しておられました。事業全体の面積は2,039㎡ですが、その内母屋、建物等の周辺にあった畑の931㎡をこの度整地をして、宅地化を図りたいという内容です。少し進入路が狭いのかなという感じがしないこともないんですが、建築確認申請の方でクリアされておりますので、私の方でとやかく言うようなことではないと思っております。また、都市計画の用途の地区で3種農地ということでございます。

また、集合住宅ということでございますがこの予定地の20メートル下流に森山用水が流れていますが、溜枳等を作って放流するということで、用水組合の同意書を取られているようですので、特に問題がないと判断いたしました。

議長 それでは、整理番号2番の仁摩町大国をお願いします。

(代理)

5番 先般推進委員さんにご本人にお話しを聞きました。現在はこの住宅の裏山に墓地がありまして、道も狭く、また草刈り等管理が大変であるということで、住宅に隣接する申請地に墓地を移転されるものでございます。問題はないと思います。異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ(代理)ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議等ないようですので、当委員会としては承認すること(代理)としおって許可書を交付することといたします。

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、7件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地大田口〇〇〇番〇、口〇〇〇番〇、合計314㎡は、「島根県立大田高等学校瓶雲寮」の南東約400m、「主要地方道三瓶山公園線」沿い北側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在、アパート住まいであります。手狭となったため、当該申請地に、個人住宅を建築するものであります。あわせて、既設水路に接する用悪水路を設けます。

番号2番、3番、4番大田町でございます。

申請地2番、3番、4番については、転用許可申請が一体的なものであるため、まとめて、ご説明させていただきます。

2番申請地大田口〇〇〇番〇、111㎡、3番、申請地、大田口〇〇〇番〇、ロ〇〇〇番〇〇、合計279㎡、4番、申請地、大田字深谷〇〇〇番〇、ロ〇〇〇番〇、ロ〇〇〇番〇、ロ〇〇〇番〇〇、合計780㎡は、「大田市民球場」の南約700m、「主要地方道大田桜江線」から「国道375号」に入り、約800m進んだ東側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

2番譲受人は、当該申請地に、進入路を整備するものであります。これは、3番、4番申請地に進入する目的のものであります。

3番及び4番譲受人は、当該申請地に建売住宅を建設するものであります。

なお、戸数につきましては、3番が3戸、4番が4戸であります。

番号5番大田町でございます。

申請地大田字ロ〇〇〇〇番〇、ロ〇〇〇〇番〇、合計1,047㎡は、「大田市役所」の北約100m、「国道375号」から「市道山崎宮崎線」に入り、約100m進んだ東側に位置しております。

農地区分は、都市計画用途地域の「第二種住居地域」であることから第3種農地となります。第3種農地の転用は、立地基準上、原則、許可となっております。

譲受人は、当該申請地近隣の事業所からの需要を見込み、普通自動車用37台分の貸駐車場を設置するものであります。

番号6番川合町でございます。

申請地吉永〇〇〇番〇、811㎡は、「川合まちづくりセンター」の北約2km、「国道375号」から「市道川合行恒線」に

入り、約3km進んだ西側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、子どもの成長にあわせ、当該申請地に、個人住宅を建築するものであります。

番号7番鳥井町でございます。

申請地鳥井〇〇〇番〇〇、454㎡は、「大田市立鳥井小学校」の東約200m、「県道江港大田市停車場線」から「県道静間久手停車場線」に入り、北東へ約1km進んだ地点の南側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在、父親と同居しておりますが、近く第1子が誕生の予定であり、手狭となるため、当該申請地に、個人住宅を建築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告(代理)をお願いします。

(17番) 番号1番は私の担当地区でございます。三瓶山公園線に沿ったところの農業振興地域計画の農用地区域外の畑です。都市計画でも白地になっておりまして、第2種農地ということですが、隣にも住宅が建っておりますし、周辺の農地への影響もないと判断いたしましたので、やむを得ないと考えます。整理番号2番から4番についてですが、先ほど説明がありましたように375号線沿いの川合町との境のところでございます。山陰食品センター有限会社を道路で挟んだ北側という所で、家屋だったところを含めて今回整理をして建売住宅を建築したいという内容でございます。畑も判断からすれば、低利用ということで、草が生えているような状況です。第2種農地ということで、周辺農地への影響もないと判断いたしましたので、やむを得ないと考えます。

続いて整理番号5番についてですが、大田町の山崎の市役所の前の駐車場の西側周辺です。ここだけが畑で残っている状態です。庭木等が植わっておりますが、低利用の状況です。



この度貸し駐車場を整備したいということで、都市計画の用途区域内ということでございますので、転用はやむを得ないと判断いたしました。

続きまして、整理番号6番、7番について、それぞれ担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

3番 先般、譲受人の〇〇さんと〇〇さんとお会いしてお話を聞きし、また現地を確認いたしました。面積が811㎡ということのでかなり広いんですけど、現場へ行ってみましたら、面積の半分位がほぼ法面が占めておりまして、面積については仕方がないかなと判断しました。また、周辺の状況ですが、道路から上の方、家が建つ方は、田んぼ等がほとんどございません。この住宅を建築するにあたりまして、環境等も含めまして、問題がないと判断しました。

16番 本件については、五十猛の三井推進委員と〇〇さんと一緒にお伺いし、話をしました。現在のお住まいが非常に狭くて、また、老朽化しており、さらに駐車場もない状況でありました。また、近々子どもさんもお産まれになるとのことで、住宅の新築を決断したということです。現地は狭くて、駐車場等が取れないところで、他に土地を探しておられました。そのようなことで、申請されておられます鳥井町内の畑に建てたいということでございます。申請地は鳥井小学校のグラウンドの側ら県道がありますが、その斜め前でして、この周辺はどんどん住宅化が進んでおりまして、その一角が空いてまして、そこに土地を求められるものでございます。周辺の農地への影響はないと判断いたしますので、異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。  
（異議なしの声多数）

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします。  
以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議長 引き続き、議案第5号農用地利用集積計画による利用権の（会長）設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

令和元年9月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

久手町、田2,483㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田704㎡、畑190㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者2名。

温泉津町、畑1,110㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田3,187㎡、畑1,300㎡、筆数5、設定する者4名、設定を受ける者4名。利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

久手町、田1,283㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

大森町、田1,497㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計田2,780㎡、筆数3、設定する者2、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしく願います。

議長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集(会長)積計画による利用権について進めたいと思います。

(10番) それでは、最初の久手町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

久手は私の担当地区です。設定を受ける〇〇さん地域の担い手でございます。また、再設定でございますし、異議はございません。

議長 続いて長久町お願いします。

(会長)

9番 整理番号1番、2番共に再設定でありますし、また、ご両人さんとも熱心に耕作されておられます。異議はございません。

議長 続いて温泉津町お願いします。

(会長)

12番 ここは元々柿が植わっておりましたが、虫がついたため切ったところへ畑を作るということです。畑は大丈夫だと思います。

ます。異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さん（会長）の方から、ご意見ご質問ございますか。

(10番) (異議なしの声多数)

他にないということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、中間管理権に移ります。

久手町の調査結果の報告をお願いしたいと思います。

整理番号1は久手町で私の担当地区です。

設定をされる方〇〇さん、受ける側は農地中間管理機構ですけれども、既に借り手も決まっているようで、作付けもされている状況です。異議はございません。

議長 続いて大森町お願いします。

(会長)

8番 まだ作り手ははっきりしていないということでしたが、農地中間管理機構の方でよろしくをお願いしますということでした。異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さん（会長）の方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。（会長）

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

令和元年8月23日

会 長

(議事録署名委員)

9 番

11 番